

四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第27号

四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市職員の育児休業等に関する条例（平成4年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び市長が別に定める職員を除く。）以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び市長が別に定める職員を除く。）以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条</p>

の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) (略)

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同

の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) (略)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める

日とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合であってはウに掲げる場合に該当する場合）

当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休

日とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方公務員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方公務員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方公務員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方公務員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方公務員等育児休業をする場合にあっては、当該地方公務員等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方公務員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあって

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方公務員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方公務員等育児休業をしている場合

は、当該末日とされた日)において
て地方公務員等育児休業をしている
る場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職
員が当該子の1歳到達日(当該非
常勤職員が前号に掲げる場合に該
当してする育児休業の期間の末日
とされた日が当該子の1歳到達日
後である場合にあっては、当該末
日とされた日)後の期間において
この号に掲げる場合に該当して育
児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定
める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の
条例で定める場合は、1歳6か月から
2歳に達するまでの子を養育する非常
勤職員が、次の各号に掲げる場合のい
ずれにも該当する場合(当該子につい
てこの条の規定に該当して育児休業を
している場合であって次条第7号に掲
げる事情に該当するときは第2号及び
第3号に掲げる場合に該当する場合、
規則で定める特別の事情がある場合に
あっては同号に掲げる場合に該当する
場合)とする。

イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定
める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の
条例で定める場合は、1歳6か月から
2歳に達するまでの子を養育するた
め、非常勤職員が当該子の1歳6か月
到達日の翌日(当該子の1歳6か月到
達日後の期間においてこの条の規定に
該当してその任期の末日を育児休業の
期間の末日とする育児休業をしている
非常勤職員であって、当該任期が更新
され、又は当該任期の満了後に引き続
き採用されるものにあつては、当該任
期の末日の翌日又は当該引き続き採用
される日)を育児休業の期間の初日と
する育児休業をしようとする場合であ
つて、次の各号のいずれにも該当する
ときとする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方公務員等育児休業をする場合にあっては、当該地方公務員等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) （略）

(3) （略）

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)から(4)まで （略）

(1) （略）

(2) （略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)から(4)まで （略）

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子

(5) (略)

(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であ
って、当該任期の末日を育児休業の
期間の末日とする育児休業をしてい
るものが、当該任期を更新され、又
は当該任期の満了後引き続き採用
されることに伴い、当該育児休業に
係る子について、当該更新前の任期
の末日の翌日又は当該採用の日を育
児休業の期間の初日とする育児休業
をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人
事院規則で定める期間を基準として条
例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第
1号の人事院規則で定める期間を基準
として条例で定める期間は、57日間
とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日か
ら起算して1年を経過しない場合に育
児短時間勤務をすることができる特別

について既にしたものを除く。)の
終了後、3月以上の期間を経過した
こと(当該育児休業をした職員が、
当該育児休業の承認の請求の際育児
休業により当該子を養育するための
計画について育児休業等計画書によ
り任命権者に申し出た場合に限
る。)

(6) (略)

(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間
の末日とする育児休業をしている非
常勤職員が、当該育児休業に係る子
について、当該任期が更新され、又
は当該任期の満了後に引き続き採用
されることに伴い、当該任期の末日
の翌日又は当該引き続き採用される
日を育児休業の期間の初日とする育
児休業をしようとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日か
ら起算して1年を経過しない場合に育
児短時間勤務をすることができる特別

の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の四日市市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(総務部人事課)